

DXビジネスマッチング支援業務 企画提案説明書（仕様書）

1 業務名

DXビジネスマッチング支援業務

2 事業の背景と目的

当財団では本年度、市内中小企業のデジタル化及びDX推進を一層加速させるため、「中小企業DX推進事業」（以降「本事業」と略す。）を実施する。

本事業は、市内中小企業がデジタルを活用し、持続可能な競争力の強化と生産性向上を図ることを目的として、伴走型の相談支援、市内IT企業との協業機会の創出、補助制度等の各種支援を一気通貫で実施するものである。企業の状況に応じた助成制度の活用支援を含めた支援体制を構築する。

その一環として、本業務では、市内中小企業のデジタル化やDX推進を担う市内IT企業と、IT以外の産業分野（以降「他産業分野」と略す。）の事業者の接点創出の場（交流イベント）を設ける。

具体的には、各産業分野における課題の抽出、デジタル技術による解決可能性の検討、企業間の連携促進に向けた意見交換等を行い、補助制度の活用も視野に入れた協業機会の創出を図る。これにより、特定の企業に限定されない応用範囲の広いソリューションの創出を促進する。本業務に参加する他産業分野の中小企業は、自社の業務課題を整理し、デジタル化・DX推進に向けた具体的な検討の糸口を得ることができる。一方、市内IT企業は、現場課題に基づく情報の蓄積や分析を通じ、新たな製品・サービス開発や販路拡大の契機となることが期待される。

さらに、本業務を研鑽の場として活用することで、参加企業が自社の課題とデジタルによる解決手法を主体的に検討し、企業間の継続的な協業関係の構築につなげる。これにより、市内中小企業全体の生産性向上及び地域産業の競争力強化に寄与することを目的とする。

3 業務内容

(1) 企業の選定とヒアリング、交流イベント（意見交換会）の企画・運営

より大きなIT導入効果が予想できる団体を2事業体以上選定し、ヒアリングを行う。また、その分野の持つ課題の解決や、デジタル化・DXに向けたニーズに合致したソリューションの導入事例紹介などを目的とした、市内IT企業との交流イベントを企画する。

交流イベントに参加するIT企業は札幌市内に本社を置く企業の中から選定し、他産業分野と市内IT企業とのビジネスマッチングに向けた内容とし、その開催と

運営を行う。

(2) DX関連支援施策事例及び新たなビジネスシーズ関連調査(1回)

今後デジタル化・DX機運を促進するための参考となる道外他都市の支援策や、新たなビジネスシーズとなり得る事例(大学研究シーズ、社会課題等)について、現地を訪問し関係機関へのヒアリング、意見交換を行う。

ア 業務期間

令和8年(2026年)6月から令和9年(2027年)3月12日(金)まで

イ 対象者:

- (1) については、札幌市内に本社を有する中小企業を主とする。
- (2) については、道外他都市の自治体や大学、中小企業、関係機関等とする。

ウ 内容:

① 他産業分野のヒアリングの実施

他産業分野の企業及び企業が所属する団体や支援機関などへのヒアリングを実施し、業界課題やITニーズについて、情報を収集する。付帯業務として、当財団内で扱うことが難しいと判断した中小企業からの相談に対してもヒアリングし、適宜アドバイスを行うこと。調査にあたっては財団担当者との入念な打合せを行うこと。

② 対象分野との交流イベント(意見交換会)の企画

上記①を通じて情報収集した対象事業体2以上に対し、その分野の持つ課題の解決や、デジタル化・DXに向けたニーズに合致したソリューションの導入事例紹介など、他産業分野と市内IT企業とのビジネスマッチングに向けた接点創出を目指し、交流イベントを企画する。選定された企業が個社の場合は、その分野の企業を数社集めた複数社との交流イベントを実施すること。

③ 市内IT企業の選定

上記②の開催にあたり、他産業分野の課題やニーズに対して、適切な商材やソリューションを示すことができ、具体的なアドバイスや課題解決までを踏み込んで提案ができると予想されるIT企業をその都度選定すること。

④ 交流イベントの開催及び運営

上記①を通じて情報収集した企業または分野及び上記③にて選定した市内IT企業からなる交流イベントを開催する。交流イベントは、分野毎に1回以上行うこととし、イベント参加人数は、他産業分野及びIT企業の参加者を併せて10~20名程度とすること。交流イベントにおいては、双方から活発な意見交換や議論ができる

ようなテーマやトピックスなど話題提供を行い、デジタル化に向けた具体的なアドバイスや課題解決まで踏み込める場とすること。交流イベントでは、他産業分野とIT企業間の橋渡し役（ファシリテーター）や司会進行役としてイベントを進め、適宜意見交換を促すなど、他産業分野のデジタル化を促進させるよう努める。なお開催会場の借用や利用に関しては予め当財団と協議すること。

⑤ DX関連支援施策等の事例調査

今後札幌市がデジタル化・DXを推進するために参考となり得るような、道外他都市の支援策や新たなビジネスシーズ事例について調査し、現地訪問から関係機関へのヒアリング・意見交換等が円滑に行われるようコーディネートすること。調査内容や訪問場所等は、事前に当財団と協議のうえ決定すること。

⑥ 定期的な業務進捗の報告

受託者は当財団に対して定期的な進捗報告の場を設け、報告と意見交換を行うこと。

⑦ 調査報告書の作成

受託者は、ヒアリングの内容や、交流イベントの開催結果及び他都市におけるデジタル化・DX促進についてのヒアリング、意見交換の結果を元に、他産業分野における効果的なデジタル化・DXに向け、市内IT企業との接点を創出していくために必要な提言とその解決策について整理・分析し、調査報告書として記載・作成し、電磁的方法（電子メール等）にて提出すること。

エ 交流イベントに係る費用

他産業分野の企業及び市内IT企業の参加費用は無料とすること。

オ 備考：

交流イベント等の本業務の周知を広く行うこと。

4 企画提案を求める項目

以下の項目について提案すること

- ・企画提案全般
- ・ヒアリングについて
- ・他産業分野の選定手法
- ・市内IT企業の選定手法
- ・交流イベントの企画及び運営の詳細
- ・事例調査について
- ・業務進捗の報告手法、頻度
- ・調査報告書の作成
- ・業務の周知について
- ・独自提案について

5 秘密保持

ア 秘密の保持

- ・当財団は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- ・受託者は、本業務に関し、当財団から受領又は閲覧した資料等を当財団の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た当財団及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である当財団が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

イ 個人情報の保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。また、本業務への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙個人情報取扱注意事項を守ることにする。

6 業務履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

7 その他

- (1) 当財団は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、当財団に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に当財団へ報告すること。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (5) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、当財団と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (6) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。

- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、当財団と受託者が協議のうえ決定すること。
- (9) 受託者は、当財団が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 号から第 20 号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本業務に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、当財団の事前校正を受けること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、当財団が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (11) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に当財団に無償で譲渡する。
- (12) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを当財団に対して保証すること。
- (13) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ当財団に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。